

千葉県団体バスツアー優待プロモーション事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一定の条件を満たす千葉県への団体旅行のツアー造成費用を支援することにより、千葉県を訪れ、県内を周遊する団体旅行の誘客促進を図ることを目的として、予算の範囲内において旅行者に支援金を交付する団体旅行客向けバスツアー造成支援事業（以下、「本事業」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 千葉県（以下、「県」という。）から本事業を委託された公益社団法人千葉県観光物産協会（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(支援対象者)

第3条 本事業の支援対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業又は旅行サービス手配業の登録を受けた旅行事業者（以下、「事業者」という。）であり、かつ、日本国内に事業所及び銀行口座を有しているものとする。

(支援対象地域)

第4条 支援対象地域は、群馬県・栃木県・茨城県・埼玉県・山梨県・宮城県・福島県・山形県・愛知県・三重県・岐阜県・静岡県を発着する団体バスツアー（募集型企画旅行、受注型企画旅行の区別は問わない。なお、手配旅行は不可。）とする。

(支援対象期間)

第5条 別途定める期間に催行される団体バスツアーを支援対象とする。ただし、支援対象期間内であっても、支援金の額が予算に達した場合は、その時点で終了する。

(対象要件)

第6条 支援要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、千葉県内を周遊する15名以上の団体バスツアーであること。日帰り、宿泊は問わない。
- (2) 千葉県内2市町村以上の観光施設を訪問すること。
- (3) 旅行会社向けのアンケートに回答すること。
- (4) 事務局が求める取組みに同意し、実行すること。

(支援金額)

第7条 前条の支援要件を満たした団体バスツアーの支援金額については、次の各号に掲げるとおりとする。なお、本支援は原則として、別途定める支援期間ごとに1事業所につき原則バス2台分までを上限として、支援金を支払う。

- (1) 催行した団体バスツアーについて、バス1台当たり30,000円（税別）を支援する。
- (2) 東京湾フェリー利用加算

東京湾フェリー（片道又は往復）を利用した場合は、バス1台当たり10,000円（税別）を加算する。

（3） 宿泊加算

千葉県内の宿泊施設に宿泊した場合は、泊数にかかわらずバス1台当たり20,000円（税別）を加算する。

（4） 訪問施設加算

県内4箇所以上の観光施設を訪問した場合は、バス1台当たり20,000円（税別）を加算する。

（支援申請）

第8条 支援を受けようとする事業者は、団体バスツアー出発日の原則14日前までに、電子メールにて支援申請するものとする。

- （1） 支援申請書（様式第1号）
- （2） 誓約書（様式第2号）
- （3） 行程が明記された募集チラシ案又は行程表
- （4） その他事務局が必要と認めるもの

（審査結果の通知）

第9条 事務局は、申請内容を審査の上、支援の可否を決定し、事業者に通知する。なお、審査内容についての問い合わせは一切受け付けない。

（申請内容の変更・取消し）

第10条 事業者は、申請内容の変更・取消しをする場合は、速やかに事務局へ報告し、事務局の承認を得なければならない。

（実施報告）

第11条 事業者は、団体バスツアーの終了日から原則1週間以内に、電子メールにて実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

2 実施報告書に添付する書類については次のとおりとする。

（1） 最終行程が確認できるもの

以下の①又は②のいずれか1つを提出すること。

① 募集チラシ

・予定どおりに催行した場合に限る。

② 最終行程表等

・旅行会社作成の最終行程が分かるもの。

（2） 観光施設の利用、ツアー人数及び催行日が確認できるもの

以下の①又は②のいずれか1つを提出すること。

①施設利用証明書（様式第4号）

※利用施設の押印があるものに限る。

②観光施設、食事施設等の領収書の写し等

ツアー参加者が15名以上であることを確認でき、かつ、ツアー催行日が確認できること。

※利用施設が発行したものに限る。

- (3) 東京湾フェリー利用時の乗船券控えの写し等
第7条第1項第2号の東京湾フェリー加算を受ける場合は提出すること。
- (4) 宿泊利用証明書(様式第5号)
第7条第1項第3号の宿泊加算を受ける場合は提出すること。
※利用施設の押印があるものに限る。
- (5) その他事務局が必要と認めるもの。

(支援金の請求及び支払い)

第12条 事業者は、実施報告書の提出に合わせて請求書(様式第6号)を提出するものとする。

2 事務局は、実施報告書を確認後原則として、請求書の提出日の翌月末日までに、事業者へ支援金を支払うものとする。

第13条 支援金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本要領の規定に従うこと。
- (2) 事業者は、本事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしてかなければならない。
- (3) 事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 支援金の交付の対象となる事業者は、事故又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 事業者は、前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(状況報告及び調査)

第14条 県及び事務局は、必要に応じて事業者から本事業に応じて報告を求め、又は調査する

ことができる。

(支援金の返還)

第15条 事業者がこの要領の規定に違反した場合又は不正な申請を行った場合は、県及び事務局は、支援金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた事業者は、県及び事務局が指定する期日までに、停滞なく支援金を変換しなければならない。

(事業の中止又は停止)

第16条 社会情勢の変化等により、本事業による支援を中止又は停止することがある。なお、支援を中止又は停止した場合、事業者に対して、取消料等のいかなる費用も補償しない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。